

報告第 1 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和 4 年 1 月 2 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。